

## 広島市植物公園インターンシップ実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学生・生徒（以下「学生等」という。）の職業意識の向上及び植物に対する理解の促進を図ることを目的として本園が実施する学生等の就業体験（以下「インターンシップ」という。）に関する基本的事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等学校等（以下「大学等」という。）及び専修学校に在学する学生等とする。

### (受入手続等)

第3条 インターンシップに係る学生等の受入れを希望する大学等は、本園の園長（以下「園長」という。）に対し、所定の様式により申込みを行うものとする。

2 園長は、前項の申込みがあった場合は、次に掲げる事項に留意して、受入れを行うかどうかを決定し、その旨を当該大学等に通知するものとする。

(1) 当該大学等において、実習開始前の学習指導、実習終了後の成果評価その他インターンシップを効果的に実施するための措置を講じていること。

(2) 受入先の課等（以下「受入課等」という。）の業務に支障が生ずるおそれがないこと。

3 前項の規定により受入れを行うことを決定した場合において、本園と当該大学等とは、インターンシップに関する協定を締結するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、受入れの手続に関し必要な事項は、別に定める。

### (実習期間)

第4条 実習期間は、原則として1日以上1ヶ月以内とする。

### (実習時間)

第5条 実習時間は、土曜日から木曜日まで（金曜日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、受入課等の長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (報酬等)

第6条 本園は、第3条第2項の規定により受入れを行うことを決定した学生等（以下「実習生」という。）に対して、報酬、賃金、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

### (服務)

第7条 実習生は、本園職員としての身分を有しない。

2 実習生は、本園職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

3 実習生は、実習期間中は、本園職員が遵守すべき法令等を遵守しなければならない。

4 実習生は、本園の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

5 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習期間終了後も、同様とする。

6 実習生は、実習の成果を第三者に発表しようとする場合は、あらかじめ本園の承認を受けなければならない。

(事故責任等)

第8条 実習生が在学する大学等及び当該実習生は、実習における事故等に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、当該事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、実習において故意又は過失により本園又は第三者に損害を与えたときは、その在学する大学等は、当該実習生と連帯して、その損害を賠償しなければならない。

(誓約)

第9条 実習生は、前2条の規定を遵守する旨の誓約書を、受入れを行うことを決定した園長に提出しなければならない。

(実習の中止)

第10条 園長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生がこの要綱の規定に違反する行為をしたとき。
- (2) 実習を継続することにより、受入課等の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) その他実習の目的を達成することが困難であるとき。

2 園長は、前項の規定により中止したときは、当該実習生が在学する大学等にその旨通知するものとする。

(実習の証明)

第11条 園長は、実習生が在学する大学等からの請求により、当該実習生の実習期間、実習内容等について証明を行うものとする。

(適用除外)

第12条 この要綱は、資格取得のための学生等の実地研修については、適用しない。

(委任規定)

第13条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、園長と大学等が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行し、同日以後に行われる学生等の受入れの申込みにより実施するインターンシップについて適用する。